

## 社会福祉法人 初山別村社会福祉協議会の旅費並びに役員等の費用弁償支給規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人初山別村社会福祉協議会（以下「法人」という。）の職員の旅費並びに法人の役員、評議員、各種委員会等の構成員（以下「役員等」という。）に対する費用弁償支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (旅 費)

第2条 職員が法人のため出張したときは、その旅行について旅費を支給する。

2 前項に規定により支給する旅費は、別表2に定めるもののほか、初山別村職員等の旅費に関する条例（昭和44年初山別村条例第28号）の例による。

### (費用弁償)

第3条 役員等が役員会、評議員会及び各種委員会等に出席したとき、又はその職務を遂行するため旅行したときは、別表1に定める会議出席報酬支給基準により、費用弁償を支給するものとする。

2 職員が業務のため出張したときは、日帰りで留萌支庁管内における日当は、支給しない。

3 留萌支庁管内を除く陸路片道145キロメートル以内の道内旅行の日当の額は、定額の2分の1とし、145キロメートルを超える旅行にあつては定額とする。但し、役員の内村旅行並びに陸路片道145キロメートル以内の道内旅行における日当については、定額を支給する。

第4条 職員並びに役員等が、団体の研修等の目的で旅行するときは、前条の規定にかかわらず、その都度会長が理事会に諮り定めて支給する。

### (委 任)

第5条 この規程の旅行に関して必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人初山別村社会福祉協議会役員等の費用弁償支給規程（平成3年規程）は廃止する。
- 3 この規程は、平成11年4月1日改正（別表2に定める会議出席報酬支給基準額）
- 4 この規程は、平成16年4月1日改正
- 5 この規程は、平成19年4月1日改正
- 6 この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表1

### 会議出席報酬支給基準

職 区分		旅行 区分		交 通 費	日当相当額	宿 泊 額	暖房料
		村 内	道 外				
理事・監事	村 内			実費相当額	2,300円		
	道 内			実費相当額	2,300円	11,300円	600円
	道 外			実費相当額	3,300円	14,700円	600円
評議員その他 各種委員	村 内			実費相当額	2,300円		
	道 内			実費相当額	2,300円	11,300円	600円
	道 外			実費相当額	3,300円	14,700円	600円

#### 摘要

- 1 国及び公立青年の家等の公用の施設に宿泊する場合の宿泊料は、実費相当額とする。
- 2 暖房料は、11月1日から4月30日まで宿泊を伴う旅行について適用する。
- 3 宿泊場所が主催者側よりあらかじめ指定され、基準宿泊料で付則が生じる場合は、宿泊料実費相当額とする。

## 別表2

### 車賃、日当、宿泊料及び暖房料

職 区分		旅行 区分		車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	暖房料 (1夜につき)	備 考
		村 内	道 外					
一般職員	村 内			20円	800円	7,000円	600円	道内日当の適用で日帰りの場合、留萌管内を除き片道145キロメートルまでは、定額の2分の1とし、145キロメートルを超える旅行にあつては定額とする。
	道 内				2,300円	11,300円		
	道 外				3,000円	14,700円		